

障害者自立支援法の成立に伴い

ストーマ用装具が補装具から日常生活用具に移行

支部・本部一体となって、地域行政との折衝を

障害者自立支援法は昨年10月30日に国会で承認され、本年10月から施行されますが、ストーマ用装具は「補装具」から「日常生活用具」に移行します。

「日常生活用具」に移行すると、市町村の裁量範囲に入ることから未定の部分が多く、具体的にオストメイトにどのような影響があるのか今後の折衝経過に注目していく必要があります。

今後とも支部・本部一体となってオストメイト福祉の後退がないよう行政との折衝を続けて参りますが、従来の経緯および補装具と日常生活用具の相違などは次の通りです。

【経緯】

- ① 厚生労働省は平成16年10月「改革のグランドデザイン案」を発表し、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）の一元化を図り、福祉施策の中心を市町村とし、障害者の自立を支援する「障害者自立支援法」（以下、支援法）の成立を目指してきました。支援法は平成17年10月30日衆議院本会議において可決・成立し、平成18年10月から施行されます。
- ② 当協会は平成16年11月、厚生労働省担当官から同省の改革案の説明を受けて以来、同省に対し、オストメイトの実態をパウチなどの現物あるいはビデオを使って説明し、オストメイト福祉の後退がないよう折衝してきました。昨年5月には同省社会参加推進室長を全国大会（宮崎市）に招聘し「今後の障害保健福祉施策について」講演頂いた事をご承知の通りです。
- ③ 厚生労働省は、平成17年12月26日に都道府県の障害保健福祉関係主管課長を招集し、支援法の施行に関する同省の基本的方針を初めて都道府県に伝達しました。この中でストーマ用装具は「補装具」の定義に該当しないので「補装具」からはずれ「日常生活用具」に移行することが明にされました。

【補装具と日常生活用具の相違】

① 「補装具」と「日常生活用具」の相違は概略次の通りです。

	補 装 具	日 常 生 活 用 具
定 義	次の3つの要件をすべて満たすもの。 ①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの ②身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの ③給付に際して専門的な知見(医師の判定書または意見書)を要するもの	次の3つの要件をすべて満たすもの。 ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの ③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの
注 記	#1:補装具の定義②の継続使用とは耐用年数が設定されているものを言い、ストーマ用装具は該当しない。 #2:ストーマ用装具は③の定義にも該当しない。 #3:ストーマ用装具は日常生活用具の定義の全項目に該当する。	
種 目 (例示)	義肢、車いすなど	ストーマ用装具、点字器、人工喉頭、特殊寝台など
利用者負担	定率1割負担	市町村が決定
行政負担割合	国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4	国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4
予算の種類	義務的経費(国に負担義務)	裁量的経費(予算の範囲内で補助)
基準価格	個別に決定	未定(現状はコロ8,600円、ウロ11,300円)
交付方法	現金支給	未定(現物支給)

②補装具等の見直しに関する検討委員会

「補装具」および「日常生活用具」の定義については、平成10年度に「福祉用具給付制度等検討会」が設置され、同検討会報告書としてまとめられた経緯があります。今回、「補装具等の見直しに関する検討委員会」はこの報告書の結論を基に、昨年3月から6回に亘り開催され、前述の定義になりました。ストーマ用装具は補装具の定義②および③に該当しないので「補装具」からはずれ「日常生活用具」に移行しますが、本検討委員会ではストーマ用装具について次のような留意点が中間報告書に記載されています。

「ストーマ装具は、消耗品ではあるが生活必需品である。使用者に不安を与えることなく提供できるように努めるとともに、経済的な負担の軽減を図るための方策が必要である」。

【今後の対応】

日常生活用具の具体的な運用については未定部分が多くあります。日常生活用具に関しましては本年10月から実施されますので、運営主体である市町村に対する折衝が大切となります。

各支部の市町村との折衝結果、市町村から入手した情報などを本部に集め、本部から他の支部に連絡するなど支部、本部一体となり、地域格差を無くし、オストメイト福祉の後退がないよう努力を続けることが肝要です。

以 上